

令和 3 年度北陸農政局補助事業評価技術検討会（第 1 回）

農業農村整備事業等補助事業の事後評価に関する
説明資料

1 令和 3 年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価について

資料 2－1

2 事後評価地区別資料

農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）

資料 2－2

さかいがわうがん
（坂井川右岸地区）：新潟県

（１）地区別結果書（案）、概要図、事業の効用に関する説明資料等

（２）事業概要、現地調査結果等

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

農村振興部 土地改良管理課

1 令和３年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価について

令和3年度 農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価（事後評価）

実施の根拠

農業農村整備事業等補助事業の事後評価は、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の規定により、政策評価に関する基本方針に基づき策定された「農林水産省政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）」及び「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（以下「実施要領」という。）」に即し実施。

ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。（基本計画第7の3(2)ア、実施要領第2の2(1)）

実施の目的

今後の「事業の在り方の検討」や「事業の評価手法の改善」等に活用し、事業の効率的・効果的な実施に寄与することを目的とする。（基本計画第4の3(3)）

注）国が行う補助事業の事後評価

事業実施主体の評価結果や情報の提供等の協力を得て、「事業の在り方の検討」、「事業の評価手法の改善等」を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等を点検し、事業の効果や今後の課題等を把握。

実施地区等

農業農村整備事業等補助事業の実施地区のうち、総事業費10億円以上のものであって、事業完了後概ね5年を経過した地区が対象。（実施要領第2の2(1)）

ただし、評価の実施については、事業実施主体を対象とした事後評価に関する調査結果を基に、「選定基準」に該当した地区のうち、事業実施主体の協力が得られた地区について実施。

地区別結果書(案)の作成

北陸農政局は、事業実施主体である新潟県の協力の下、必要な情報・データ等を収集し、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）で検討の上、評価結果書(案)（以下「地区別結果書(案)」という。）を作成・取りまとめ。(実施要領第3の1、第4の2(1))

技術検討会の意見聴取

事業評価委員会は、客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、技術的・専門的な知見を有する第三者から構成される「技術検討会」を設置し、評価実施地区に係る地区別結果書(案)について意見を聴取。

意見については、評価結果に反映させるとともに、特記すべき事項については、地区別結果書(案)の第三者の意見欄に記入。(北陸農政局補助事業評価委員会設置要領第4の1(4)、令和3年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針 4(1))

評価結果の報告と公表

北陸農政局は、地区別結果書を評価年度の2月末日までに農林水産本省に報告するとともに、3月末日までにホームページにより公表。(令和3年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針 5(1)、5(2))

令和3年度 補助事業評価(事後評価)に係る評価実施地区の決定プロセスについて

Step1. 評価対象地区の選定

○ 施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業を除く農業農村整備事業の補助事業地区のうち、以下の①及び②の要件を満たす事業地区を、事後評価対象地区として選定。

①総事業費10億円以上の事業地区

②事業完了後、おおむね5年を経過した事業地区（※平成27年度完了地区。）

Step2. 事業実施主体へのアンケート調査の実施

○ Step 1 で選定した地区について、以下の①～⑥の選定基準等の該当状況を把握するため、事業実施主体に対しアンケート調査を実施。

①完了時の総事業費が大さい。(参考値:平均事業費:26億円)

②計画時から完了時の総事業費の増減率が大きい。(参考値:平均増減率:±15%)

③計画時から完了時の事業工期の延伸率が大きい。(参考値:平均延伸率:±75%)

④計画時から最終時の受益面積の増減率が大きい。(参考値:平均増減率:±5%)

⑤計画時のB/Cが参考値の範囲外。(参考値:1.03～1.94)

⑥営農や施設管理上に、特徴的な取組や課題がある。

注) B/C分析資料の提供は必須。

※参考値：平成28年度～令和2年度の評価対象地区の平均値。

Step3. 評価実施地区の決定

○ Step 2 で実施したアンケート調査結果を基に、以下の①～④の留意事項を踏まえ事後評価実施地区を決定。

①各種資料(B/C分析を除く。)等提供協力の可否。

②地区事情や事業実施主体の意向等により、協力困難な地区は除外。

③評価対象地区数に対する評価実施地区数の割合が20%以上かつ、農政局管内各県の相当数以上。

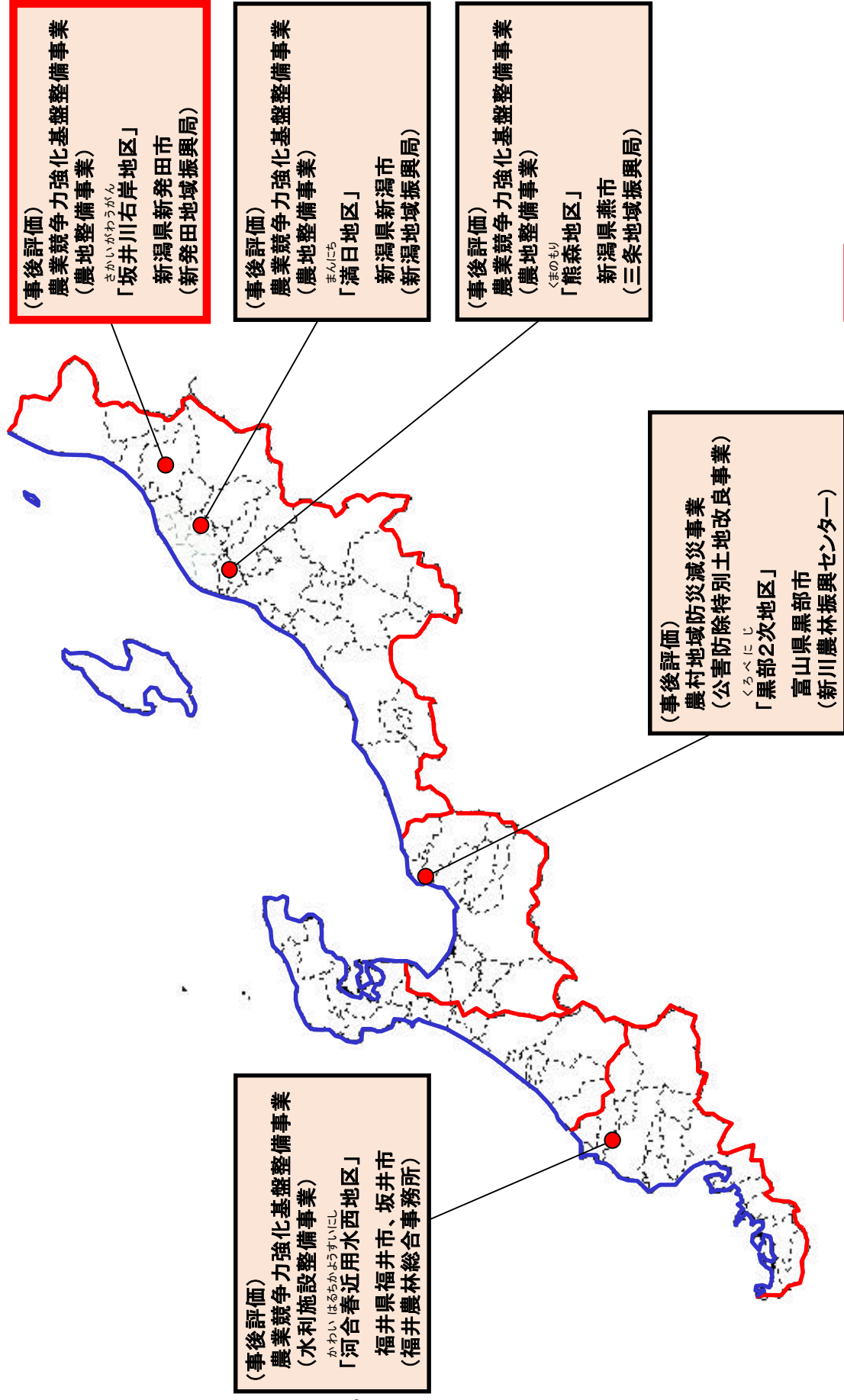
④作業労力を考慮し、特定の県及び事業種に偏りが生じないように留意。

No.	事業名	地区名	事業実施主体	関係市
1	農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)	坂井川右岸 さかいがわうがん	新潟県	新発田市
2	同上	満日 まんいち	同上	新潟市
3	同上	熊森 くまのもり	同上	燕市
4	農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業)	河合春近用水西 かわかいばるのちかよるすいせい	福井県	福井市、坂井市
5	農村地域防災減災事業(公害防除特別土地改良事業)	黒部2次 くろべ	富山県	黒部市

選定基準の該当状況		該当項目数等
B/C分析資料の提供の可否（※必須）		
①完了時の総事業費が大【当初:47.2億円→完了:43.9億円】 ③事業工期の延伸率が大きい【当初:5年間→完了:19年間】※延伸率+280% ⑥営農の取組に特徴有【6次産業化に取り組む。】	3	
事業実施主体による事後評価も了しており、国が行う事後評価に必要なB/C分析資料の提供も可能。	○	
①完了時の総事業費が大【当初:25.3億円→完了:27.8億円】 ③事業工期の延伸率が大きい【当初:5年間→完了:15年間】※延伸率+200%	2	
事業実施主体による事後評価も了しており、国が行う事後評価に必要なB/C分析資料の提供も可能。	○	
③事業工期の延伸率が大きい【当初:6年間→完了:15年間】※延伸率+150%	1	
事業実施主体による事後評価も了しており、国が行う事後評価に必要なB/C分析資料の提供も可能。	○	
②総事業費の増減率が大きい【当初:35.5億円→完了:21.0億円】※増減率-41% ⑥営農の取組に特徴有【園芸作物の営農拡大に取り組む。】	2	
事業実施主体による事後評価が未了であることから、国が行う事後評価に必要なB/C分析資料の提供は得られないが、最終計画を活用したB/C分析への協力は可能。	○	
④受益面積の増減率が大きい【当初:32ha→最終:36ha】※増減率+13%	1	
事業実施主体による事後評価が未了であることから、国が行う事後評価に必要なB/C分析資料の提供が得られないことに加え、事業の特殊性から最終計画を活用したB/C分析への協力も得られない。	×	

①資料提供協力の可否、 ②協力困難地区	③評価実施地区数率	
	④県間等バランス	
・ <u>営農面の取組に特徴</u> がみられることに加え、 <u>選定基準の該当項目数が最多</u> であること、 <u>B/C分析等各種資料提供協力も得られる</u> ことから選定。	③ <u>評価実施地区数率</u> （評価対象地区数/評価実施地区数）は、 <u>20% (1/5) を確保</u> 。	
	④県間バランス	
	新潟県:33% (対象3→実施1)	
	富山県: 0% (対象1→実施0)	
・B/C分析他各種資料提供協力は得られるが、選定基準の該当項目数が少なく、営農等の取組にも特徴・課題がみられないことから非選定。	石川県:—	
	福井県 0% (対象1→実施0)	
・B/C分析他各種資料提供協力は得られるが、選定基準の該当項目数が最少であり、営農等の取組にも特徴・課題がみられないことから非選定。	新潟県:33% (対象3→実施1)	
	富山県: 0% (対象1→実施0)	
・選定基準の該当項目数が少ないことに加え、事業実施主体による事後評価が未実施であることから、B/C分析資料の提供協力が得られないため非選定。	新潟県:33% (対象3→実施1)	
	富山県: 0% (対象1→実施0)	
・選定基準の該当項目数が最少であることに加え、事業実施主体による事後評価が未実施であることから、B/C分析を含む資料提供の協力が得られないため非選定。	新潟県:33% (対象3→実施1)	
	富山県: 0% (対象1→実施0)	

令和3年度 補助事業評価(事後評価)対象地区 位置図



が、評価実施地区。